

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 定款による株主会の決議方法の定め

2006年1月1日から改正会社法が施行されました。改正会社法は、旧法と比較し、会社の自治を拡大することを重要な改正事項としています。会社法は、中外合弁、中外合作、外資の各外商投資企業の類型に適用されるのですが、会社の機関構成・運営という点では、外資企業は会社法がそのまま適用されます。

外資企業中、独資会社は100%の支配下にあるため、機関構成・運営について第三者との間の緊張関係を生じないとも言えますが、いわゆる外商合弁会社(複数の外国投資家の投資により設立される外資企業)については、機関構成・運営にかかわる定款の条項等が、各出資者の利益に大きな影響を及ぼす場合があります。

今回は、外商合弁会社の権力機構(最高意思決定機関)である株主会における決議方法に関する法制について検討します。

Q: 当社(A社)は、この度、他の日本の会社1社(B社)及び台湾の会社1社(C社)の合計3社で中国に会社(新会社)を設立することを検討しています。出資比率は、A社30%、B社19%、C社51%とすることを考えています。

新会社には、会社法の規定に従い株主会を最高意思決定機関として設けます。日本のB社は当社と取引関係がある商社であり、また、日本企業同士で気脈を通じることができると思うのですが、台湾企業であるC社については、その意思疎通や新会社の運営方針等について対立が生ずる可能性も否定することができません。そこで、株主会の決議方法について、次のような合意をし、これを定款に規定して運用することができないかどうかを検討しています。

- (1) 普通決議事項については、出資比率に関係なく株主の過半数、即ち2者の賛成をもって決議する。
- (2) 特別決議事項については、全員一致により決議を採択する。

C社からすると、51%の持分を有しながら、単独で決議できないので、上記の提案を受け入れない可能性もあるのですが、少数株主による合弁事業であり、出資比率というよりも、各株主の意思を尊重して運営していきたいと思っています。上記のような定款の規定は、有効でしょうか？

A: 本ケースで、A社が検討している①普通決議事項については、出資比率に関係なく株主の過半数、即ち2者の賛成をもって決議すること、及び②特別決議事項については、全員一致により決議を採択することは、現行の会社法の下、新会社の定款にこれらを明記した上で、当該定款にA社、B社及びC社が同意署名・押印し、かつ、新会社の設立認可を行う商務部門の認可を取得することにより、有効な定款規範とすることができます。

1 株主会決議に関する会社法の規定

2006年1月1日から施行された改正会社法は、旧会社法と比較し、各種の会社の各運営面における自治の拡大を図っています。日本でも会社法の強行法規性と定款自治の問題として論じられるところですが、改正会社法は、とりわけ会社の内部関係、即ち、各種の機関の権限、意思決定手続について、定款自治を認めています。

会社法は、有限責任会社の必要的設置機関として、株主会、董事会(又は執行董事)及び監事会(又は監事)を設置することを定めています。株主会は、会社の権力機構、即ち、会社における最重要事項を決定する最高意思決定機関としての役割及び権限を有します(会社法第 37 条)。本ケースのような日本企業及び台湾企業の共同投資による会社は、外商合弁会社(正確には台湾・香港・マカオと外国投資家合弁会社)であり、その機関は会社法の関係規定に従い設置する必要があります。

株主会は、全ての株主により構成されます(会社法第 37 条)。株主が会社等の法人であることに問題はありませので、本ケースでは、A 社、B 社及び C 社が株主会を構成することになります。

また、会社法第 43 条は、株主の議決権について、「株主会会議は、株主が出資比率に応じて議決権を行使する。ただし、会社の定款に別段の定めがある場合を除く。」と規定し、第 44 条第 2 項は、株主会の特別決議事項の議決について、「株主会会議が会社の定款の修正及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割、解散又は会社類型の変更に係る決議については、必ず、三分の二以上の議決権を代表する株主により採択されなければならない。」と規定しています。上記の規定は、株主会において、各株主は、その出資比率に応じて議決権を行使すること、従って、特別決議事項については、出資比率において合計 3 分の 2 以上の株主の同意により採択されることを株主会決議の原則とすることを定めています。株式を発行しない有限責任会社においては、各株主の出資に基づく支配権、即ち、持分の比率による比率決議の原則が定められています。本ケースについて言えば、A 社、B 社、C 社はそれぞれ、30、19、51 の議決権を有し、特別決議事項は 67 以上の議決権の行使により採択されることとなります。

他方で、会社法第 43 条の後段は、「ただし、会社の定款に別段の定めがある場合を除く。」と規定しており、この条項をどのように考えるべきかが本ケースでの主要な検討点となります。

2 会社法第 43 条後段の法的意義

旧会社法第 41 条は、株主会における株主の議決権について、比率決議のみを定め、改正会社法第 43 条後段のようなただし書を設けていませんでした。改正会社法は、この点について、「ただし、会社の定款に別段の定めがある場合を除く。」と定めることにより定款自治を認め、諸外国の会社法法制に見られる非株式会社における株主の頭数による議決権行使、即ち、人数決議を取り入れ、これを定款に定めることにより認めるという改正を行ったと解されています。即ち、本ケースについて言えば、A 社、B 社及び C 社の出資比率にかかわらず、それぞれの株主が 1 議決権(1 株主 1 議決権)を行使する最高意思決定機関における決議方式を定款に明記することにより採用することができるということになります。

3 特別決議事項に対する議決権行使

では、会社法第 44 条第 2 項が定める会社の重要事項に対する特別決議については、どのように考えるべきでしょうか? 即ち、特別決議事項について、会社法は、比率決議のほか、定款に定めることにより人数決議を認めているのでしょうか? この点、特別決議事項を会社法が特に定めている趣旨から、特別決議については、比率決議のみを認め、人数決議を認めていないと解する識者もいるものの、多くは、特別決議について、定款自治を排除する理由がないこと、及び会社法第 43 条に定める株主の議決権の態様についての規定を第 44 条第 2 項に適用しないとする法文上の根拠がないこと等から、定款に定めることにより、特別決議についても、人数決議を採用することができるかと解しています。

更に、会社法第 44 条第 1 項は、「株主会の議事方法及び決議手続は、この法律に定めがある場合を除き、会社の定款に定める。」と規定しています(旧会社法第 39 条第 1 項と同じ規定です。)。この規定は、株主会の議事方法及び決議手続における定款自治の原則を定めるものと解されており、旧会社法の時から、有限責任会社は、その定款において、法定されるのと異なる決議要件、即ち、普通決議事項及び特別決議事項について、これを加重する決議要件、例えば、普通決議を 3 分の 2 以上の議決権を代表する株主により採択する、特別決議を 4 分の 3 以上の議決権を代表する株主により採択すると定めることができ、これらの定款規範は法的に有効であると解されてきており、その解釈は、現在も同様です(なお、特別決議については、会社の重要事項の最低決議要件を特に定めたものであり、この最低要件、即ち、議決権の 3 分の 2 以上の部分は強行法規性を有すると解されており、例えば定款で特別決議事項について議決権の過半数で採択することを定めても当該定款の規定は無効であると解されています。)

4 本ケースにおける検討

本ケースで、A社は、新会社の定款に規定を設けることにより、

(1)普通決議事項については、出資比率に関係なく株主の過半数、即ち2者の賛成をもって決議する。

(2)特別決議事項については、全員一致により決議を採択する。

ことを検討しています。以上に検討したように、会社法第43条ただし書は、株主会における株主の議決権について定款により人数決議とすることを認めていると解することができます。従って、上記の(1)については、法的に適正な内容であり、これを定款に定めることにより有効に運用することができます。

また、(2)についても、株主の議決権を1株主1議決権とし、更に特別決議について法定される最低決議要件である3分の2を加重して全議決権を代表する株主、即ち、全株主により採択されるという定款の規定であり、これも会社法第43条及び第44条の解釈により認められる内容ということができます。

なお、新会社の定款は、発起人株主であるA社、B社及びC社の同意署名・押印により制定され、外資企業の定款として、審査認可機関である商務部門の認可をもって法的効力を生じます。株主会の決議要件を加重する定款規定を設けることについて、審査認可機関から是正を求められたといった例は、弊職らが関与したケースでは見当たらないのですが、実際に、審査認可を担当する審査認可機関の担当者から会社法第43条及び第44条についての十分な理解が得られないといった事態が生ずることもありえますので、まずは、株主間で、上記条項の理解を十分に浸透させ、必要な合意を達成した上で、審査認可手続を進めていくことが実務上は肝要だと思えます。

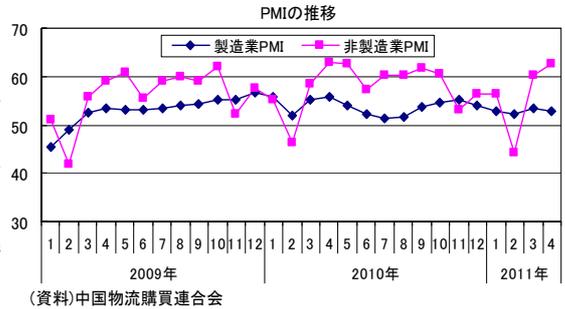
露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆4月 PMI 52.9 と再び下落: 中国物流購買連合会(以下「連合会」)の発表によると、4月の製造業 PMI は 52.9 と前月比 0.5 ポイント下落した。PMI 構成指数のうち殆どが下落し、中でも需要を反映する「新規受注指数」、「新規輸出受注指数」、「輸入指数」が前月比 1.0 ポイントを超える大幅な下落となった。購買価格指数は前月比▲2.1 ポイントの 66.2 と依然として高い水準にあるものの、前月に引続き下落した。連合会では、政府の物価安定化策の効果が現れ始めたとみており、インフレ期待のピークが過ぎ、川上製品の価格が抑えられることは、今後の企業発展と経済の活力となるものと分析している。なお、非製造業の PMI は前月比+2.3 ポイントの 62.5 となった。



◆世界銀行 2011年のGDP成長率予測を9.3%に上方修正: 世界銀行が4月末に発表した中国経済四季報の中で、2011年通年の中国経済成長率見通しをそれまでの+9.0%から+9.3%に上方修正した。政府のマクロコントロール政策の下、2011年の中国経済は前年の+10.3%より減速するものの、堅調な成長を維持するものと見ている。第1四半期の経済状況については、消費の伸びは鈍化したものの、投資は引き続き拡大、工業製品の輸入増加などから内需も拡大しているとの分析を示した。2011年の物価については、通年で+4.7%とした前回予測を+5.0%に引き上げた。食料価格の上昇は既にピークを打ち、インフレの勢いは落ち着くと見ているが、不動産の高騰を始めとしたリスク要因が依然存在する中、現在の金融引締め政策を終了させるには時期尚早とし、財政と金融政策に一定の柔軟性を持たせることが重要としている。なお、2011年の中国経済成長率については、先日 IMF が通年で+9.6%と発表したほか、中国政府系シンクタンクの国家情報センターが第2四半期の成長率を+9.6%と予測している。

◆国勢調査 2010年の中国人口は13億3,972万人: 国家統計局は先月末、2010年11月1日を実施基準日とする第6次全国国勢調査の結果を公表した。調査によると、香港・マカオ・台湾を除く中国の総人口は13億3,972万人となり、2000年の第5次調査から10年間で5.8%(7,390万人)増加した。統計局は、1990年~2000年の増加率10.7%から大幅に減少したことは、所謂「一人っ子政策」の成果の現れであるとした。年齢別人口は、0~14歳が2億2,246万人で全体の16.6%を占め(2000年比▲6.3ポイント)、15~59歳が9億3,962万人で70.1%(同+3.4ポイント)、60歳以上が1億7,765万人で13.26%(同+3.4ポイント)となっている。男女比は、男性51.3%、女性48.7%と、女性100人に対し男性が105.2人の割合。また、2010年の出産人口での男女比を見ると、女性100人に対し男性が118.1人と、男女の不均衡が目立つ。居住地別で見ると、都市部の人口が全体の49.7%(2000年比+13.5ポイント)、農村部が50.3%となり、都市化が進んでいることを示している。統計局は、国民の教育水準の向上や都市化の進展を評価する一方、今後の問題として①高齢化の加速、②流動人口の拡大、③出産人口の男女比不均衡を挙げている。

◆2011年第1四半期の都市部失業率4.1%: 人力資源社会保障部は先般、2011年第1四半期の都市部の登録失業者数が909万人、登録失業率が昨年末比横ばいの4.1%となったことを発表した。同部によると、第1四半期の就職者数は303万人と、年間900万人の目標の34%を既に達成しており、就業状況全体としては順調に推移しているという。一方、沿海部の大都市のみならず、一部の内陸都市でも労働力不足が起こっている点については、国内労働力の総量は不足しておらず、むしろ過剰であるとした上で、労働市場の構造的問題の改善に向け努力していると述べた。最近の労働力不足については、内陸部の発展に伴い地元での就業機会が増え、大都市への流出人数が減少していること、経済の発展に伴い、業務内容が従来の単純作業から一定の技能を要するものへとシフトする一方で、技能訓練の機会が乏しく、労働者の技能が企業の求めるレベルに達していないことが、その要因と指摘されている。

◆2010年都市部非私営企業の平均年収 前年比13.5%増加: 国家統計局の発表によると、2010年の都市部非私営企業従業員の平均年収(※)は37,147円で前年比13.5%の増加、上昇幅は前年比+1.5ポイントとなった。地域別で見ると、東部が42,810円(前年比+12.7%)、西部33,130円(同+13.8%)、東北31,882円(同+12.3%)、中部31,594円(同+15.0%)となっている。企業形態別に見ると、年収順に、株式企業45,991円、外商投資企業40,180円、国有企業39,471円となっており、業種別では、最も年収の高い金融業が80,772円、最も低い農林水産・牧畜業が17,345円で、その差は前年と同じ4.7倍となった。

※非私営企業とは、国有企業、集団企業、株式企業、外商投資企業等を指し、年収は税引き前給与および個人負担の年金、医療、住宅等の基金および税金等の費用を含む。

【金融・為替】

◆人民銀行「2011年第1四半期貨幣政策執行報告」物価安定が主要任務:人民銀行は3日、「2011年第1四半期貨幣政策執行報告」を発表した。2011年の中国経済は好調なスタートを切り、マクロコントロールが目指す方向に発展しているとの見方を示した。政府が物価安定を主要任務に掲げ、穏健な金融政策の下で流動性と貸出の管理を行った結果、3月末のM2は前年同月比+16.6%(2010年12月末比▲3.1ポイント)、人民元貸出残高は同+17.9%(同▲2.0ポイント)と、伸び率は共に鈍化していると報告した。現在、経済成長と就業状況は比較的良好であり、物価の安定とインフレ期待管理が今後の鍵となるとした上で、状況の変化に応じ、公開市場操作、預金準備率、金利等の多様なツールを用いて総合的な流動性管理を強化するとしている。また、為替政策については、柔軟性を高め、人民元レートを合理的な水準で基本的に安定させるとしたほか、クロスボーダー貿易や投資における人民元の使用を拡大していくとした。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD Close	EUR Close	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比							
2011.4.25	6.5111	6.5111~6.5487	6.5277	0.0210	7.9353	-0.0128	0.8392	0.0016	9.5260	0.0524	4.5000	3104.46	-47.66
2011.4.26	6.5220	6.5203~6.5405	6.5287	0.0010	7.9823	0.0470	0.8396	0.0004	9.5317	0.0057	4.5000	3077.22	-27.24
2011.4.27	6.5117	6.5100~6.5169	6.5112	-0.0175	7.9635	-0.0188	0.8379	-0.0017	9.5584	0.0267	3.7000	3063.83	-13.39
2011.4.28	6.5036	6.5003~6.5052	6.5015	-0.0097	7.9661	0.0026	0.8368	-0.0011	9.6436	0.0852	3.0400	3023.88	-39.95
2011.4.29	6.4967	6.4892~6.4983	6.4910	-0.0105	7.9676	0.0015	0.8354	-0.0013	9.6369	-0.0067	3.0400	3049.19	25.31
2011.5.03	6.4951	6.4941~6.5005	6.4968	0.0058	8.0165	0.0489	0.8363	0.0009	9.6028	-0.0341	2.9700	3070.72	21.53
2011.5.04	6.4982	6.4912~6.4996	6.4933	-0.0035	8.0198	0.0033	0.8357	-0.0007	9.6481	0.0453	3.0000	3001.39	-69.33
2011.5.05	6.4964	6.4927~6.4995	6.4937	0.0004	8.0845	0.0647	0.8357	0.0000	9.6565	0.0084	2.9800	3008.12	6.73
2011.5.06	6.4940	6.4921~6.4995	6.4938	0.0001	8.0787	-0.0058	0.8354	-0.0003	9.4426	-0.2139	2.7700	2999.17	-8.95

RMB レビュー&アウトルック

4月最終週に6.5111で寄り付いた人民元相場は、約3週間ぶりの安値となる6.5487まで下落する場面も見られたが、その後は概ね堅調な推移となった。月末となる29日には、中国人民銀行発表の人民元対ドル基準値、および日中取引共に2005年7月の切り上げ後の最高値を更新し、人民元は6.4892まで上昇した。一方、本邦ゴールデンウィーク中の先週の人民元相場は、今週9日~10日にワシントンで開催される米中戦略・経済対話を控え、6.49台での狭い値動きに終始し、高値圏の6.4938で越週した。心理的な節目となる6.5000台を上抜けたことで、中国当局が商品相場の高騰などによるインフレ抑制のため、人民元の上昇を引き続き容認する可能性が高いほか、米中戦略・経済対話では人民元改革のペースや米財政赤字問題などが主要テーマとなる見通しであり、開催期間中にも人民元は上昇する可能性があるだろう。(5月9日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)